

平成28年度

行政監査報告書

【消防訓練の実施状況及びAEDの設置管理等について】

石川県監査委員

第1 監査の趣旨

今回の行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定により、県が法令等の定めに基づき適正に事務を執行しているかなどについてテーマを定めて実施したものである。

第2 監査のテーマと選定理由

1 監査のテーマ

消防訓練の実施状況及びAEDの設置管理等について

2 選定理由

北陸新幹線開業以降、本県への観光入込客数は、過去最多を更新している。兼六園、金沢城公園などの公の施設をはじめとした県の施設では、これまで以上に、多くの来場者が訪れており、万一の火災の発生に備えたスムーズな来場者の誘導や避難ルートの確保等、日頃からの消防訓練の実施がますます重要となっている。

また、近年その重要性が認識され普及が進んでいる自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置している県の施設においては、来場者の突然の心停止の際に確実な対応がなされるよう、当該機器の正常な作動や設置場所を示す案内標識の掲示など適切な管理を行う必要がある。

こうしたことを踏まえ、県の施設における利用者の安全・安心の確保の観点から、消防訓練の実施状況やAEDの設置管理等について監査を実施し、今後の行政事務の改善に資することとした。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施時期

平成28年8月から平成29年2月まで

2 監査の着眼点

(1) 消防訓練の実施状況等について

- ・関係法令に基づく手続は適正に行われているか
- ・訓練は適切に行われているか
- ・消防用設備等の点検整備は適切に行われているか

(2) AEDの設置管理等について

- ・適切な設置等が行われているか
- ・日常点検・管理や研修が適切に行われているか

3 監査対象機関及び監査の実施方法

今回の監査においては、本庁、出先機関及び公の施設の252機関を対象とし、消防訓練の実施状況及びAEDの設置管理等について書面調査を実施した。

そのうち、観光・スポーツ・文化・教育・福祉・交通・宿泊施設等の各分野から抽出した18機関について、現地において聞き取り調査を実施した。

なお、公の施設のうち、指定管理施設については、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した。

第4 監査の結果

1 消防訓練の実施状況等について

(1) 関係法令に基づく手続は適正に行われているか

ア 防火対象物の状況について

今回の調査対象機関数は252機関であり、このうち、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物（施設内的一部分が防火対象物であるものを含む。）である施設数は、208施設となっている。（表1）

表1 防火対象物の状況（平成28年9月1日現在）

区分	機関数	防火対象物である施設数
知事部局	行政庁舎	1
	出先機関	93
	小計	94
議会事務局	議会庁舎	1
教育委員会	出先機関	10
	学校	55
	小計	65
警察本部	警察本部庁舎	1
	出先機関	19
	小計	20
公の施設(指定管理・直営)	72	51
合計	252	208

注) 防火対象物について、議会庁舎・警察本部庁舎は行政庁舎に含めている。

イ 防火管理者の選任状況等について

消防法第8条第1項の規定により、防火対象物のうち、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理権原者は、建物の用途、規模及び収容人員により、一定の資格を有する者から防火管理者を定め、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設

備等の点検整備など防火管理上必要な業務を行わせることになっている。なお、防火管理者の資格を有するためには、消防署等が開催する防火管理講習の課程を修了することが必要となる。

防火対象物である 208 施設のうち、防火管理者の選任義務がある施設は 166 施設 (79.8%) となっており（表 2）、いずれの施設においても所轄消防長又は消防署長へ防火管理者選任届が提出されているが、現地調査の結果、人事異動に伴う防火管理者選任（解任）届の消防機関への提出が長期間行われておらず、今年度に提出されていたところが一部見受けられた。（表 3）

表 2 防火管理者の選任義務がある施設

回 答	回答数	割合
該当する	166	79.8%
該当しない	42	20.2%
計	208	100.0%

表 3 防火管理者選任届の提出状況

回 答	回答数	割合
提出している	166	100.0%
提出していない	-	-
計	166	100.0%

ウ 消防計画について

防火管理に係る消防計画は、消防法施行規則第 3 条第 1 項の規定により防火管理者が作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないものであり、消防計画を変更したときも同様とされている。

防火管理者が選任されている 166 施設においては、いずれの施設も消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長へ提出している。（表 4）

表 4 消防計画の提出状況

回 答	回答数	割合
提出している	166	100.0%
提出していない	-	-
計	166	100.0%

（2）訓練は適切に行われているか

ア 訓練の実施状況について

消防訓練には、消火訓練、避難訓練及び通報訓練があり、消防計画に基づき実施することになっている。

平成27年度の消防訓練の実施状況については、防火管理者を選任し、消防計画を作成している166施設のうち、消防計画に定めた内容・回数どおり実施したものは152施設(91.6%)であり、実施したものの消防計画どおりではなかったものは11施設(6.6%)、未実施は3施設(1.8%)であった。(表5)

消防計画どおりに実施できなかった理由は、「日程の都合により訓練ビデオを使用して講習会を実施したため訓練内容が計画と異なった」や「1回目の実施時期が遅れたため2回目の訓練時期を逸した」などであった。

また、訓練未実施の理由は、「業務繁忙のため」、「全国規模の行事があったため」、「管理人が常駐していないため」であり、いずれも指定管理施設であった。

なお、大会やイベント開催時に、主催者が避難誘導等の体制を確保することとなるいるスポーツ施設やイベント施設もあった。

表5 訓練実施状況

回 答	回答数	割合
実施	152	91.6%
一部未実施	11	6.6%
未実施	3	1.8%
計	166	100.0%

注) 消防法により防火管理者を選任し、消防計画を作成している166施設について記載した。

小規模な施設であるため、消防法による防火管理者の選任義務がない42施設のうち、36施設においては、石川県庁舎防火管理規程に基づき作成された消防計画等により消防訓練が行われていた。

イ 訓練内容について

防火対象物である208施設のうち、訓練を行った199施設の訓練内容については、消火訓練、避難訓練及び通報訓練のほか、一部の施設では、併せて警報機器・避難器具等操作訓練、図上訓練、重要書類搬出訓練、AED講習、地震発生を想定した防災避難訓練、夜間時を想定した訓練なども行われていた。

また、訓練内容について、182施設(91.5%)で事前に打合せが行われており(表6)、複数の団体が入居する施設では、館内連絡会議を開催し、日頃から防火管理について連携を図っている施設もあった。

表6 打合せの実施状況

回 答	回答数	割合
行った	182	91.5%
行っていない	17	8.5%
計	199	100.0%

訓練の参加者については、施設の職員等（職員、警備等委託職員、従業員、生徒等を含む。）のほかに、チラシによる事前周知や訓練当日に施設内の掲示板で案内するなどの方法により、一般利用者が参加した施設が17施設、地域住民やボランティア等が参加した施設が6施設あった。

一般利用者が参加した施設では、小学生を対象とした施設主催の行事に合わせて、児童が参加する避難訓練を毎年行っている施設や、一般利用者が参加しやすいよう訓練日を土日にしている施設もあった。

一般利用者の訓練参加については、自由参加としている施設や、今後可能であれば実施したいとする施設がある一方で、観光客等の来場者が多く、実際の訓練参加は難しい面があるという施設もあった。

ウ 訓練結果の検証と活用について

訓練後に実施記録を作成した施設は、168施設（84.4%）であった。（表7）

また、訓練参加者からの意見・感想の収集については、116施設（58.3%）で行われており（表8）、その方法は、アンケートの実施や口頭での聞き取り、反省会などによるものであった。

表7 訓練記録の作成状況

回 答	回答数	割合
作成した	168	84.4%
作成していない	31	15.6%
計	199	100.0%

表8 意見や感想の収集状況

回 答	回答数	割合
収集した	116	58.3%
収集していない	83	41.7%
計	199	100.0%

また、訓練時の消防署員の立会いについては、98施設（49.2%）で行われていた。
(表9)

訓練後の消防署員からの講評は83施設で、おおむね適正とされたところであるが、「掛け声は大きく明確に発すること」、「私語を慎むこと」、「非常口付近には障害物を置かないこと」などの指導もあった。(表10)

表9 消防署員の訓練立会いの有無

回 答	回答数	割合
あった	98	49.2%
なかつた	101	50.8%
計	199	100.0%

表10 消防署員からの講評内容

内 容 (複数回答)	回答数
おおむね適正	83
訓練態度について指導	22
連携について指導	10
防火設備について指導	10
訓練時間について指導	8
その他	5
・入館者多数時の避難について、日頃から想定しておくこと ・火災発生から避難命令までの流れを円滑に行うこと ・初期消火の判断について、出火場所や火災発生状況により適確に行うこと ・消防設備の使用について、反復練習すると非常に有効的であること など	

なお、これまでの訓練結果を踏まえ内容の検討や見直しを行い、改善に取り組んでいる施設もあり、その主な内容は表11のとおりである。

表11 主な訓練内容の見直し

- ・訓練時期の前倒し
- ・予告なしの訓練を実施
- ・入館者の訓練参加
- ・従来は平日に行っていたが、入館者の多い土曜日や日曜日に実施することにより多くの利用者が参加できるようにした。
- ・臨機応変な対応力を養うため、火災発生想定場所の事前通知なしによる訓練
- ・消防署員の立会いを求め、新たな視点での助言を得て、職員へ注意喚起することとした。
- ・出火想定場所を毎年変える。
- ・夜間を想定した職員配置で訓練を実施
- ・訓練担当を関係部署内で全職員がローテーションする。
- ・前回はあらかじめ担当班を決めて訓練を実施していたが、次回の訓練では当日咄嗟に役割分担を告げて対応させた。
- ・避難集合場所の一本化
- ・施設内残留者の確認方法
- ・避難状況の点検を複数の職員で行う場所を設定する。
- ・全職員に避難経路や消火栓、担架、AED等の設置場所を把握させるよう指導
- ・非常放送及び消防設備等の操作を全職員が習得できるよう、部分訓練を隨時実施

(3) 消防用設備等の点検整備は適切に行われているか

ア 点検の実施状況について

消防法第17条3の3の規定により、消防用設備等の設置が義務付けられている防火対象物については、設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を所管消防長又は消防署長に報告することが義務付けられている。

平成27年度の消防用設備等点検実施状況については、防火対象物である208施設のうち、202施設(97.1%)で実施されており、6施設(2.9%)では未実施であった。

(表12)

未実施の理由は、「消防用設備（消火器）の設置が義務付けられていないため」等であった。

なお、消防用設備等の設置が義務付けられていない施設においては、消火器の自主点検を行っているとのことであった。

表12 点検実施状況

回 答	回答数	割合
実施した	202	97.1%
実施していない	6	2.9%
計	208	100.0%

イ 点検結果について

消防用設備等の点検結果については、点検を実施した202施設のうち、118施設(58.4%)において不良箇所があったとの回答であった。(表13)

不良箇所の内容は、主に「警報器具の不作動」、「誘導灯バッテリー不良」、「消火器の使用期限切れ」のほか、「防火シャッター不作動」、「消火栓不良」等であった。

(表14)

不良箇所があった118施設のうち、113施設では改善済みであり、残る5施設では、修繕にあたり予算の確保が必要とされたことや、防火管理者の異動に伴い不良箇所の引継ぎが行われていなかったため改善が遅れたものであるが、早急な改善に取り組んでいるところである。

表13 不良箇所の有無

回 答	回答数	割合
あり	118	58.4%
なし	84	41.6%
計	202	100.0%

注) 改善済みは113施設

表14 不良箇所の内容

不 良 内 容 (複数回答)	回答数
警報器具の不作動	57
誘導灯バッテリー不良	34
消火器の使用期限切れ	13
その他	68
・ 防火シャッター不作動 ・ 消火栓不良 ・ 防火排煙設備の不良 ・ 消火器格納箱の破損 ・ 消防施設表示板の劣化 ・ スプリンクラー設備の漏水 ・ 救助袋固定蓋不良 など	

2 AEDの設置管理等について

(1) 適切な設置等が行われているか

ア AEDの設置状況について

AEDの設置については、救命救急に使用される医療機器として学校、駅、公共施設等で普及が進んでおり、厚生労働省から適切な管理等の実施について通知が出されている。

今回の調査対象である252機関におけるAEDの設置状況は、表1のとおりである。

このうち、AEDが設置されている機関は161機関(63.9%)であり、その内訳は、自らがAEDを設置しているものが146機関、同一施設の他の機関が設置しているものが15機関となっており、合わせて210台が設置されている。

なお、未設置の機関は、91機関(36.1%)となっており、その理由は、「小規模機関である」、「公園、野営場といった屋外施設であり、職員が常駐していない」、「同一敷地内又は近隣にAEDが設置されている」などであった。

表1 AEDの設置状況（平成28年9月1日現在）

区分	機関数 ①	AED設置			未設置	設置率 ②/①	設置 台数	
		自らが設置	他の機関が 設置	計②				
知事部局	行政庁舎	1	1	-	1	-	100.0%	1
	出先機関	93	29	9	38	55	40.9%	56
	小計	94	30	9	39	55	41.5%	57
議会事務局	議会庁舎	1	1	-	1	-	100.0%	1
教育委員会	出先機関	10	3	3	6	4	60.0%	4
	学校	55	55	-	55	-	100.0%	74
	小計	65	58	3	61	4	93.8%	78
警察本部	警察本部庁舎	1	1	-	1	-	100.0%	2
	出先機関	19	19	-	19	-	100.0%	19
	小計	20	20	-	20	-	100.0%	21
公の施設(指定管理・直営)		72	37	3	40	32	55.6%	53
合計		252	146	15	161	91	63.9%	210

イ AEDの調達方法について

自らがAEDを設置している146機関のAEDの調達方法については、「支給・寄附（主管課等で一括購入・リースによる支給又は寄附）」によるものが87機関(59.6%)と最も多く、次いで、「購入」が54機関(37.0%)、「リース・レンタル」が5機関(3.4%)であった。(表2)

なお、「購入」又は「リース・レンタル」で調達した機関における調達方法の決定理

由としては、「価格が安かった」(50.9%)、「メンテナンスが充実」(22.0%)、「その他」(27.1%)となっている。(表3)

表2 AEDの調達方法

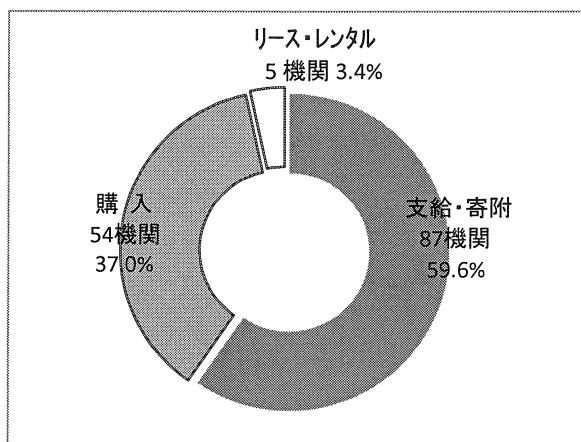


表3 調達方法の決定理由
(購入・リース・レンタル)

- | 決定理由 | 割合 |
|------------------------------------|-------|
| ○価格が安い | 50.9% |
| ○メンテナンスが充実 | 22.0% |
| ○その他 (以下主なもの) | 27.1% |
| ・既存のものと同様な方法による更新 | |
| ・施設の運営期間が限定されているため、運営期間中のみのリースとした。 | |

など

ウ 配置場所・案内標識の掲示状況について

AEDの配置場所については、玄関やロビー、受付、廊下に配置している施設は108機関(74.0%)であり、事務室や医務室、保健室等に配置している機関は38機関(26.0%)であった。このうち、使用に際し、職員を介する必要がある場所（ドア・保管庫に施錠など）に配置している機関は10機関であり、「職員が常駐しており即時の対応が可能」、「盗難・紛失防止」などの理由によるものであった。(表4)

表4 配置の状況

配置場所	回答数 ①	割合	職員を介することなく使用できる施設数 ②	率 ②/①
玄関・ロビー・受付・廊下	108	74.0%	108	100.0%
事務室・医務室・保健室等	38	26.0%	28	73.7%
計	146	100.0%	136	93.2%

また、施設内においてAEDの配置場所を案内する標識を掲示している機関は140機関(95.9%)であり、掲示場所については、AED配置場所のみに掲示している機関が65機関(44.5%)、配置場所以外の場所にのみ掲示している機関が19機関(13.0%)、配置場所及び他の場所ともに掲示している機関が56機関(38.4%)となっている。(表5)

なお、施設の外にAEDの設置を示す標識を掲示している機関は81機関(55.5%)であり、掲示していない機関は65機関(44.5%)であった。(表6)

表 5 施設内における案内標識の掲示状況

施設内における案内標識の掲示	回答数	割合
掲示している	140	95.9%
(内訳) AED配置場所にのみ掲示	(65)	(44.5%)
配置場所以外の場所に掲示	(19)	(13.0%)
配置場所及び他の場所どもに掲示	(56)	(38.4%)
掲示していない	6	4.1%
計	146	100.0%

表 6 施設の外における標識の掲示状況

案内標識等	回答数	割合
掲示している	81	55.5%
掲示していない	65	44.5%
計	146	100.0%

(2) 日常点検・管理や研修が適切に行われているか

ア A E D の日常点検について

日常の点検に際し、点検担当者を選任している機関は 136 機関(93.2%)であり、選任していない機関は 10 機関(6.8%)であった。(表 7)

表 7 点検担当者選任状況

点検担当者の選任	回答数	割合
選任している	136	93.2%
選任していない	10	6.8%
計	146	100.0%

また、インジケータランプの色や表示の確認などの日常点検について、毎日実施している機関が 69 機関(47.2%)、定期的に実施している機関が 68 機関(46.6%)、実施していない機関が 9 機関(6.2%)であった。(表 8)

なお、「実施していない」との回答には、「メーカー等が管理しているため点検担当者がいない」との理由による機関が含まれている。

表8 日常点検実施状況

点検の実施	回答数	割合
毎日実施している	69	47.2%
定期的に実施している	68	46.6%
実施していない	9	6.2%
計	146	100.0%

イ 消耗品（バッテリー・電極パッド）の管理について

(ア) バッテリー

設置するAEDの本体又はケースにバッテリーの交換時期が表示されている機関は144機関(98.6%)であり、表示されていない機関は2機関(1.4%)（表9）であったが、バッテリーの交換時期が経過している機関はなかった。

表9 バッテリーの交換時期を示すラベルの表示状況

ラベルの表示	回答数	割合
表示されている	144	98.6%
表示されていない	2	1.4%
計	146	100.0%

(イ) 電極パッド

電極パッドの交換時期がAEDの本体又はケースに表示されている機関は145機関(99.3%)であり、表示されていない機関は1機関(0.7%)（表10）であったが、電極パッドの交換時期が経過している機関はなかった。

表10 電極パッドの交換時期を示すラベルの表示状況

ラベルの表示	回答数	割合
表示されている	145	99.3%
表示されていない	1	0.7%
計	146	100.0%

また、小児用の電極パッドを保有している機関は65機関(44.5%)、保有していない機関は81機関(55.5%)であったが、保有していない機関の中には、附属のパッドが小児用も兼ねる機器を保有する機関も含まれている。（表11）

表11 小児用電極パッドの保有状況

小児用電極パッド	回答数	割合
保有している	65	44.5%
保有していない	81	55.5%
計	146	100.0%

ウ 操作講習及び訓練の実施状況について

AEDが設置されている161機関のうち、過去3年間（H25～27年度）で職員に対し、AEDの操作講習・訓練を実施した機関は、138機関(85.7%)（表12）であり、年に複数回実施している機関もあった。また、比較的規模の大きな機関においては、消防局や消防署、日本赤十字社からの職員の派遣を受け、講習・訓練を実施している事例もあった。

なお、過去3年間でAEDの操作講習又は訓練を実施した機関数及び受講者数については表13のとおりである

表12 操作講習・訓練の実施状況

操作講習・訓練等	回答数	割合
実施している	138	85.7%
実施していない	23	14.3%
計	161	100.0%

注) AEDの操作に関する講習・訓練には、初任者研修によるものを除く。

表13 操作講習・訓練の実施機関数及び受講者数

実施年度	回答数	受講者数
H25年度	93	2,632人
H26年度	98	2,764人
H27年度	116	3,103人

エ 使用状況について

AEDが設置されている161機関のうち、過去においてAEDを使用した実績がある機関は13機関であった。（表14）

表14 AEDの使用実績

使用施設	回答数	使用回数
病院	2	24回
高等学校	4	4回
警察	3	3回
公の施設 〔体育施設、多目的施設、社会福祉法人、山小屋〕	4	4回
計	13	35回

オ 一般財団法人日本救急医療財団へのAED設置情報の登録について

厚生労働省においては、AEDの有効活用を図るため、AEDの設置情報を一般財団法人日本救急医療財団に登録するよう要請している。

AEDが設置されている161機関における同財団への設置情報の登録状況については、登録済みである機関は156機関(96.9%)であり、未登録である機関は5機関(3.1%)であった。(表15)

表15 日本救急医療財団へのAED設置情報登録状況

登録の有無	回答数	割合
登録済み	156	96.9%
未登録	5	3.1%
計	161	100.0%

カ AED未設置機関における今後の設置予定について

AEDが設置されていない91機関における今後のAED設置予定については、既に設置を予定している機関は5機関(5.5%)、設置予定のない機関が17機関(18.7%)、未定が69機関(75.8%)であった。(表16)

表16 未設置機関における今後の設置予定

設置予定	回答数	割合
予定あり	5	5.5%
予定なし	17	18.7%
未定	69	75.8%
計	91	100.0%

第5 意見

今回の監査については、「消防訓練の実施状況及びAEDの設置管理等について」をテーマとし、本庁、出先機関及び公の施設を対象に、消防訓練の実施状況等については、「関係法令に基づく手続は適正に行われているか」、「訓練は適切に行われているか」、「消防用設備等の点検整備は適切に行われているか」、また、AEDの設置管理等については、「適切な設置等が行われているか」、「日常点検・管理や研修が適切に行われているか」について監査を実施した。

その結果、おおむね適正に行われているものと認められたが、一部において検討を要する事項があった。

については、各施設の管理者においては、以下の点に留意し、関係法令に基づく諸手続、訓練の実施及び消防用設備等の適正な点検管理を行うことや、AEDの適切な設置や操作方法の習得等に努め、公の施設をはじめとした県の施設における利用者のより一層の安全・安心の確保に努められたい。

1 消防訓練の実施状況等について

(1) 関係法令に基づく手続は適正に行われているか

ア 消防法においては、一定の要件を満たす防火対象物について、防火管理者の選任及び消防機関への届出が義務付けられており、防火管理者の選任義務がある全ての施設において選任届が提出されていた。

今後とも、関係法令を遵守し、人事異動等で防火管理者の変更が生じた場合には、防火管理業務の引継ぎを徹底するとともに、遗漏・遅滞なく消防機関へ届出を行わみたい。

なお、施設において新たに防火管理者の資格を有する者が必要となった場合には、防火管理講習の受講などにより速やかに資格取得をされたい。

イ 防火管理者は消防計画を作成し、消防機関に届け出るとともに、消防計画に基づき、消火、通報及び避難訓練の実施並びに消防用設備等の点検整備など防火管理上必要な業務を行うものとされている。

防火管理者の選任義務がある全ての施設において消防計画が提出されていたが、消防計画は、当該施設における防火管理の基本方針となるものであることから、施設の形態や実情に合わせて、必要に応じ、適時適切に見直しを行わみたい。

また、職員等への消防計画の周知を図り、防火意識の向上と防火管理体制の強化に努められたい。

ウ 今回一部の公の施設（指定管理施設）で、関係法令に定められている届出や消防訓

練が適切に行われていない状況が認められた。

指定管理施設の所管課は、当該施設が多くの県民等が利用する「公の施設」であることを踏まえ、利用者が安心して利用できるよう、施設管理者に対し、関係法令の遵守について周知徹底を図り、安全管理対策に万全を期すよう指導されたい。

(2) 訓練は適切に行われているか

ア 消防訓練は、消防計画に基づき実施しなければならないものであり、ほとんどの施設で適正に実施されていたが、一部の施設において、長期間未実施のものがあったほか、日程や業務の都合により、消防計画に定める内容や訓練回数を満たしていない施設も見受けられた。

消防訓練は、利用者の生命を守るために行うものであるということを再認識し、各施設の管理者は、関係法令を遵守し、消防計画に定めた訓練を適切に実施されたい。

イ 訓練内容については、消防機器・設備等の操作方法の習得、AED講習など、職員等の対応能力を高める訓練が取り入れられており、また、多くの施設で事前に打合せが行われていた。

さらに、「産業展示館」や「ふれあい昆虫館」などでは、煙により視界が確保できない状況を想定した訓練の実施や、「いしかわ子ども交流センター七尾館」や「鹿島少年自然の家」では、施設主催の行事に合わせて来場者も参加した消防訓練が実施されていた。

また、災害時の避難場所に指定されている「金沢北陵高等学校」や「羽咋工業高等学校」、「粟津公園」などにおいては、地域の防災訓練と連携し、住民も含めた大がかりな避難訓練等が実施されていた。

火災発生時には想定外の事態も起こりうることから、職員等は冷静な判断と行動ができる状態になることも考えられる。

万一の際の職員等の迅速な行動と利用者の安全確保を図るため、様々な場面を想定し、火災発生時の一連の動作を繰り返しを行い、「身体で覚える」訓練に取り組まれたい。

また、必要に応じて、施設利用者や地域住民と連携した訓練についても検討されたい。

さらに、県民や観光客など多くの利用者が来訪する施設では、分かりやすい避難経路図を掲示するとともに、子どもや高齢者、障害者、外国人等に対する情報伝達や避難誘導について配慮されたい。

ウ 訓練結果の検証と活用については、多くの施設において、訓練後の実施記録の作成や参加者からの意見収集を行い、隨時、訓練内容を見直しているところである。

各施設管理者は訓練結果の検証を十分に行い、課題については施設内で共有し、次回の訓練に活かすとともに、必要に応じて消防計画の見直しを行うなど、防火管理体制の充実に努められたい。

また、消防署員の訓練時の立会いも半数近くの施設で行われており、訓練態度や連携、防火設備、初期消火の判断などについて専門的な立場からの指導助言を得ており、実践的で非常に効果的なものであると考えられることから、日頃から消防機関との連携を図られたい。

(3) 消防用設備等の点検整備は適切に行われているか

消防用設備等については、消防法の規定により定期的な点検と消防機関への報告が義務付けられており、火災発生時に消防用設備等が確実に作動し、その機能を十分に発揮することができるよう日常の維持管理を徹底するとともに、不良箇所があれば速やかに改善することが必要である。

定期点検については、おおむね適正に実施され、安全管理が図られていた。

また、不良箇所については、ほとんどの施設で速やかに改善されていたが、改善までに時間を要するところも一部の施設で見受けられた。

今後とも、関係法令を遵守し、定期的に点検を実施するとともに、不良箇所については速やかに改善に向けた検討を行い、安全管理の徹底に努められたい。

2 AEDの設置管理等について

(1) 適切な設置等が行われているか

ア AEDの設置については、一般財団法人日本救急医療財団の「非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会」が、効果的かつ効率的な設置に向けた指針として取りまとめた「AEDの適正配置に関するガイドライン」を公表し、学校や規模の大きな公共施設、駅・空港などAEDの設置が推奨される施設の具体例を例示している。

県民や観光客など多くの利用者が来訪する機関においては、当該ガイドラインの例示等を参照し、設置や増設の必要性について検討されたい。

イ AEDの調達については、県の主管課等で計画的に一括購入・リースを行い関係機関に配付しているケースが多かった。

AEDは使用の有無にかかわらず定期的に更新していく必要があることから、今後更新する際には経済性にも配慮し、計画的かつ効率的に調達するよう検討されたい。

ウ AEDの配置については、心臓発作等による心停止からAED使用による除細動までの時間が長ければ長いほど救命率・社会復帰率が低くなり、「AEDの適正配置に関するガイドライン」では、1分遅れるごとに社会復帰率は9%低下するとされていることから、職員が不在の場合においても、一般利用者等が速やかに使用することができるよう配慮する必要がある。

また、配置場所への案内標識の掲示については、AEDの配置されている場所が利用者に分かりやすくなるよう、施設内の状況に応じて複数箇所に掲示することや、施設案内図・パンフレットに記載すること等の配慮が必要である。

「兼六園」や「金沢城公園」においては、多言語版のホームページや施設案内パンフレットにもAEDの配置場所を表示していることや、「歴史博物館」においては、女性へのAED使用に配意し、バスタオルをあらかじめ用意していることといった配慮がうかがえる事例が見受けられた。

AEDの設置及び活用がより効果的なものとなるよう、AEDの配置や案内標識の必要性などについて検討されたい。

(2) 日常点検・管理や研修が適切に行われているか

ア AEDは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」において、適切な管理が行われなければ人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして、高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定され、製造販売業者には高度な安全管理の徹底などが求められているところである。

一方で、設置者個々の日常の保守管理については、厚生労働省が「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」の通知を出しており、県が設置・管理しているAEDについても適切な管理等を徹底するよう求めていることから、日常点検や管理を実施していない機関については、点検担当者を選任するなど管理体制を明確にするとともに、適切な点検・管理の実施に万全を期されたい。

イ AEDの操作講習・訓練の実施については、AEDは緊急時に当該機器を適確に使用し、救命処置が確実に行われることが重要であることから、施設管理者は、より多くの職員がAEDによる救命処置ができるよう、職員の教育等に努められたい。

ウ 一般財団法人日本救急医療財団では、地域住民や救急医療に関わる機関が、あらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要なときにAEDが迅速に使用できるようホームページ上で全国のAED設置情報を公開しており、同財団及び厚生労働省においても、設置者に対し同財団へAED設置情報を登録するよう要請している。

ほとんどの機関においては、同財団にAED設置情報が登録されていたものの、未登録や旧機器の抹消などの情報更新が行われていない例も見受けられたことから、有益な情報となるよう、AED設置情報の登録及び更新に努められたい。

3 結び

今回の監査においては、消防訓練の実施状況とAEDの設置管理の状況等について監査を実施し、それぞれの項目に関して検討を要する事項などを共通の意見として述べたところである。

平成27年3月の北陸新幹線金沢開業を機に、首都圏をはじめとした県外から多くの観光客が訪れるなど、交流人口は確実に拡大している。

さらに、東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、兼六園や金沢城公園など県内の施設においても、外国人を含め来訪者がますます増加することが見込まれる。

こうした中、公の施設をはじめ県の施設においては、県民・観光客をはじめ利用者一人一人の安全・安心の確保は、施設運営の基本をなすものであり、火災発生時における適切な避難誘導等に繋がる消防訓練の実施と消防用設備等の点検整備について、日頃から高い意識を持って取り組むことが重要である。

また、AEDを設置する施設においては、日常点検や管理などを適切に実施するとともに、より多くの職員がAED操作による救命処置ができるよう、教育・訓練の実施等への配慮が必要である。

各施設の管理者においては、今回の監査の結果及び意見を参考とされ、今後とも、来訪者の安全・安心の確保に万全を期することを期待して、結びとする。

監査対象機関

区分	機関名
1 知事部局	行政庁舎
2 知事部局	自治研修センター
3 知事部局	東京事務所
4 知事部局	小松県税事務所
5 知事部局	金沢県税事務所
6 知事部局	中能登総合事務所
7 知事部局	奥能登総合事務所
8 知事部局	消防学校
9 知事部局	美術館
10 知事部局	歴史博物館
11 知事部局	白山ろく民俗資料館
12 知事部局	能楽堂
13 知事部局	石川四高記念文化交流館
14 知事部局	女性センター
15 知事部局	消費生活支援センター
16 知事部局	南加賀保健福祉センター
17 知事部局	南加賀保健福祉センター 加賀地域センター
18 知事部局	石川中央保健福祉センター 保健部
19 知事部局	石川中央保健福祉センター 河北地域センター
20 知事部局	石川中央保健福祉センター 福祉相談部 (社会福祉会館)
21 知事部局	能登中部保健福祉センター
22 知事部局	能登中部保健福祉センター 羽咋地域センター
23 知事部局	能登北部保健福祉センター
24 知事部局	能登北部保健福祉センター 珠洲地域センター
25 知事部局	中央児童相談所
26 知事部局	七尾児童相談所
27 知事部局	リハビリテーションセンター
28 知事部局	保健環境センター
29 知事部局	こころの健康センター
30 知事部局	中央病院
31 知事部局	高松病院
32 知事部局	総合看護専門学校
33 知事部局	南部小動物管理指導センター
34 知事部局	いしかわ子ども交流センター
35 知事部局	いしかわ子ども交流センター小松館
36 知事部局	いしかわ子ども交流センター七尾館
37 知事部局	保育専門学園
38 知事部局	児童生活指導センター
39 知事部局	白山自然保護センター
40 知事部局	手取川水道事務所
41 知事部局	手取川水道事務所 送水管理分室
42 知事部局	職業能力開発プラザ
43 知事部局	大阪事務所
44 知事部局	工業試験場
45 知事部局	九谷焼技術センター
46 知事部局	計量検定所
47 知事部局	九谷焼技術研修所・九谷焼技術者自立支援工房
48 知事部局	小松産業技術専門校
49 知事部局	金沢産業技術専門校
50 知事部局	七尾産業技術専門校
51 知事部局	能登産業技術専門校
52 知事部局	石川障害者職業能力開発校

53	知事部局	南加賀農林総合事務所
54	知事部局	加賀農林事務所
55	知事部局	石川農林総合事務所
56	知事部局	石川農林総合事務所 森林部
57	知事部局	県央農林総合事務所
58	知事部局	津幡農林事務所
59	知事部局	中能登農林総合事務所
60	知事部局	羽咋農林事務所
61	知事部局	奥能登農林総合事務所
62	知事部局	珠洲農林事務所
63	知事部局	農業試験場
64	知事部局	砂丘地農業研究センター
65	知事部局	畜産試験場
66	知事部局	能登畜産センター
67	知事部局	林業試験場
68	知事部局	大日川ダム管理事務所
69	知事部局	南部家畜保健衛生所
70	知事部局	北部家畜保健衛生所
71	知事部局	水産総合センター
72	知事部局	水産総合センター 生産部志賀事業所
73	知事部局	水産総合センター 生産部美川事業所
74	知事部局	内水面水産センター
75	知事部局	競馬事業局
76	知事部局	南加賀土木総合事務所
77	知事部局	大聖寺土木事務所
78	知事部局	石川土木総合事務所
79	知事部局	県央土木総合事務所
80	知事部局	津幡土木事務所
81	知事部局	中能登土木総合事務所
82	知事部局	のと里山海道維持管理課
83	知事部局	羽咋土木事務所
84	知事部局	奥能登土木総合事務所
85	知事部局	奥能登土木総合事務所 分室
86	知事部局	珠洲土木事務所
87	知事部局	大聖寺川ダム統合管理事務所
88	知事部局	赤瀬ダム管理事務所
89	知事部局	犀川ダム管理事務所
90	知事部局	内川ダム管理事務所
91	知事部局	安原・高橋川工事事務所
92	知事部局	金沢港湾事務所
93	知事部局	七尾港湾事務所
94	知事部局	金沢城・兼六園管理事務所
95	議会事務局	議会庁舎
96	教育委員会	小松教育事務所
97	教育委員会	金沢教育事務所
98	教育委員会	中能登教育事務所
99	教育委員会	奥能登教育事務所
100	教育委員会	教育センター
101	教育委員会	生涯学習センター
102	教育委員会	生涯学習センター 能登分室
103	教育委員会	図書館
104	教育委員会	輪島漆芸技術研修所
105	教育委員会	金沢城調査研究所
106	教育委員会	大聖寺実業高等学校
107	教育委員会	大聖寺高等学校
108	教育委員会	加賀高等学校
109	教育委員会	小松商業高等学校

110	教育委員会	小松工業高等学校
111	教育委員会	小松高等学校
112	教育委員会	小松明峰高等学校
113	教育委員会	寺井高等学校
114	教育委員会	鶴来高等学校
115	教育委員会	松任高等学校
116	教育委員会	翠星高等学校
117	教育委員会	野々市明倫高等学校
118	教育委員会	金沢錦丘高等学校・金沢錦丘中学校
119	教育委員会	金沢泉丘高等学校
120	教育委員会	金沢二水高等学校
121	教育委員会	金沢伏見高等学校
122	教育委員会	金沢辰巳丘高等学校
123	教育委員会	金沢商業高等学校
124	教育委員会	工業高等学校
125	教育委員会	金沢桜丘高等学校
126	教育委員会	金沢西高等学校
127	教育委員会	金沢北陵高等学校
128	教育委員会	金沢向陽高等学校
129	教育委員会	内灘高等学校
130	教育委員会	津幡高等学校
131	教育委員会	宝達高等学校
132	教育委員会	羽咋高等学校
133	教育委員会	羽咋工業高等学校
134	教育委員会	志賀高等学校
135	教育委員会	鹿西高等学校
136	教育委員会	七尾東雲高等学校
137	教育委員会	七尾高等学校
138	教育委員会	田鶴浜高等学校
139	教育委員会	穴水高等学校
140	教育委員会	門前高等学校
141	教育委員会	能登高等学校
142	教育委員会	輪島高等学校
143	教育委員会	飯田高等学校
144	教育委員会	加賀聖城高等学校
145	教育委員会	小松北高等学校
146	教育委員会	金沢中央高等学校
147	教育委員会	羽松高等学校
148	教育委員会	七尾城北高等学校
149	教育委員会	盲学校
150	教育委員会	ろう学校
151	教育委員会	明和特別支援学校
152	教育委員会	いしかわ特別支援学校
153	教育委員会	小松瀬領特別支援学校
154	教育委員会	錦城特別支援学校
155	教育委員会	小松特別支援学校
156	教育委員会	七尾特別支援学校
157	教育委員会	七尾特別支援学校 輪島分校
158	教育委員会	七尾特別支援学校 珠洲分校
159	教育委員会	医王特別支援学校
160	教育委員会	医王特別支援学校 小松みどり分校
161	警察本部	警察本部庁舎
162	警察本部	運転免許課（運転免許センター）
163	警察本部	交通機動隊
164	警察本部	機動隊
165	警察本部	警察学校
166	警察本部	金沢中警察署

167	警察本部	金沢東警察署
168	警察本部	金沢西警察署
169	警察本部	大型寺警察署
170	警察本部	小松警察署
171	警察本部	寺井警察署
172	警察本部	白山警察署
173	警察本部	白山警察署 鶴来庁舎
174	警察本部	津幡警察署
175	警察本部	羽咋警察署
176	警察本部	七尾警察署
177	警察本部	輪島警察署
178	警察本部	輪島警察署 穴水庁舎
179	警察本部	珠洲警察署
180	警察本部	珠洲警察署 能登庁舎
181	公の施設（指定管理）	石川県政記念しいのき迎賓館
182	公の施設（指定管理）	音楽堂
183	公の施設（指定管理）	錦城学園
184	公の施設（指定管理）	精育園
185	公の施設（指定管理）	青少年総合研修センター
186	公の施設（指定管理）	母子・父子福祉センター
187	公の施設（指定管理）	流域下水道 加賀沿岸（梯川処理区）
188	公の施設（指定管理）	流域下水道 加賀沿岸（大聖寺川処理区）
189	公の施設（指定管理）	流域下水道 扉川左岸（汚泥共同処理施設を除く）
190	公の施設（指定管理）	流域下水道 扉川左岸（汚泥共同処理施設に限る）
191	公の施設（指定管理）	室堂センター・室堂くろゆり荘・室堂こざくら荘・室堂御前荘・室堂白山荘
192	公の施設（指定管理）	中宮温泉野営場
193	公の施設（指定管理）	市ノ瀬野営場
194	公の施設（指定管理）	南竜ヶ馬場ビジターセンター・南竜山荘・南竜ヶ馬場ケビン
195	公の施設（指定管理）	南竜ヶ馬場野営場
196	公の施設（指定管理）	白山国立公園センター
197	公の施設（指定管理）	輪島エコロジーキャンプ場
198	公の施設（指定管理）	能登千里浜休暇村野営場
199	公の施設（指定管理）	のと海洋ふれあいセンター
200	公の施設（指定管理）	木ノ浦健民休暇村野営場
201	公の施設（指定管理）	片野鴨池健民自然園
202	公の施設（指定管理）	夕日寺健民自然園
203	公の施設（指定管理）	ハイテク交流センター
204	公の施設（指定管理）	産業展示館
205	公の施設（指定管理）	伝統産業工芸館
206	公の施設（指定管理）	山中漆器産業技術センター
207	公の施設（指定管理）	いしかわ動物園
208	公の施設（指定管理）	ふれあい昆虫館
209	公の施設（指定管理）	海の自然生態館
210	公の施設（指定管理）	森林公園
211	公の施設（指定管理）	健康の森
212	公の施設（指定管理）	県民の森
213	公の施設（指定管理）	国際交流センター
214	公の施設（指定管理）	湖南運動公園
215	公の施設（指定管理）	滝港マリーナ
216	公の施設（指定管理）	金沢港金石地区船だまり
217	公の施設（指定管理）	西部緑地公園
218	公の施設（指定管理）	いしかわ四高記念公園
219	公の施設（指定管理）	本多の森公園
220	公の施設（指定管理）	健民海浜公園
221	公の施設（指定管理）	奥卯辰山健民公園
222	公の施設（指定管理）	北部公園
223	公の施設（指定管理）	白山ろくテーマパーク

224	公の施設（指定管理）	犀川緑地
225	公の施設（指定管理）	栗津公園
226	公の施設（指定管理）	手取公園
227	公の施設（指定管理）	松任海浜公園
228	公の施設（指定管理）	大野湊緑地公園
229	公の施設（指定管理）	木場潟公園
230	公の施設（指定管理）	能登歴史公園
231	公の施設（指定管理）	白山青年の家
232	公の施設（指定管理）	白山ろく少年自然の家
233	公の施設（指定管理）	鹿島少年自然の家
234	公の施設（指定管理）	能登少年自然の家
235	公の施設（指定管理）	自然史資料館
236	公の施設（指定管理）	埋蔵文化財センター
237	公の施設（指定管理）	西部緑地公園陸上競技場
238	公の施設（指定管理）	野球場
239	公の施設（指定管理）	卯辰山相撲場
240	公の施設（指定管理）	武道館
241	公の施設（指定管理）	いしかわ総合スポーツセンター
242	公の施設（指定管理）	西部緑地公園テニスコート
243	公の施設（指定管理）	サッカー・ラグビー競技場
244	公の施設（指定管理）	自転車競技場
245	公の施設（指定管理）	白山一里野シャンツェ
246	公の施設（指定管理）	安全運転研修所
247	公の施設（直営）	能登空港
248	公の施設（直営）	医王山ビジターセンター
249	公の施設（直営）	石川ウッドセンター
250	公の施設（直営）	海洋漁業科学館
251	公の施設（直営）	鞍月セントラルパーク
252	公の施設（直営）	中宮展示館

関係法令（抜粋）

○消防法

（防火管理者）

第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入り、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

- 2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（消防用設備等点検）

第十七条の三の三 第十七条第一項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

○消防法施行令

（防火管理者の責務）

第三条の二 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

- 2 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。
- 3 防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。
- 4 防火管理者は、消防の用に供する設備、消防用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

○消防法施行規則

(防火管理に係る消防計画)

第三条 防火管理者は、令第三条の二第一項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

- 10 令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ又は(十六の二)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第三条の二第二項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。
- 11 前項の防火管理者は、同項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)

第三十一条の六 法第十七条の三の三の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、一年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

<告示>

◇点検の種類、期間について

平成16年消防庁告示第9号

◇点検基準について

昭和50年消防庁告示第14号

機器点検（6か月に1回）

消防用設備等の種類に応じ、消防用設備等の適正な配置、損傷、機能について、告示に定める基準に従い、外観又は簡易な操作により確認する。

総合点検（1年に1回）

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は使用することにより、告示に定める基準に従い、総合的な機能を確認する。

参考資料（AED）

表1:AEDの効果的・効率的設置に当たって考慮すべきこと

-
1. 心停止（中でも電気ショックの適応である心室細動）の発生頻度が高い（人が多い、ハイリスクな人が多い）
 2. 心停止のリスクがあるイベントが行われる（心臓震盪のリスクがある球場、マラソンなどリスクの高いスポーツが行われる競技場など）
 3. 救助の手がある／心停止を目撃される可能性が高い（人が多い、視界がよい）
 4. 救急隊到着までに時間を要する（旅客機、遠隔地、島しょ部、山間等）
-

出典:一般財団法人日本救急医療財団『AEDの適正配置に関するガイドライン』(平成25年9月9日)

表2:AEDの設置が推奨される施設の具体例

-
1. 駅・空港
 2. 旅客機、長距離列車・長距離旅客船等の長距離輸送機関
 3. スポーツジムおよびスポーツ関連施設
 4. デパート・スーパー・飲食店などを含む大規模な商業施設
 5. 多数集客施設
 6. 市役所、公民館、市民会館等の比較的大きな公共施設
 7. 交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設
 8. 高齢者のための介護・福祉施設
 9. 学校（小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等）
 10. 会社、工場、作業場
 11. 遊興施設
 12. 大規模なホテル・コンベンション
 13. その他
 - 13-1 一時救命処置の効果的実施が求められるサービス
 - 13-2 島しょ部および山間部などの遠隔地・過疎地、山岳地域など、救急隊や医療の提供までに時間を要する場所
-

出典:一般財団法人日本救急医療財団『AEDの適正配置に関するガイドライン』(平成25年9月9日)

表3:AEDの施設内での配置に当たって考慮すべきこと

1. 心停止から5分以内に除細動が可能な配置
 - 現場から片道1分以内の密度で配置
 - 高層ビルなどではエレベーターや階段等の近くへの配置
 - 広い工場などでは、AED配置場所への通報によって、AED管理者が現場に直行する体制、自転車やバイク等の移動手段を活用した時間短縮を考慮
 2. 分かりやすい場所（入口付近、普段から目に入る場所、多くの人が通る場所、目立つ看板）
 3. 誰もがアクセスできる（カギをかけない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる）
 4. 心停止のリスクがある場所（運動場や体育館等）の近くへの配置
 5. AED配置場所の周知（施設案内図へのAED配置図の表示、エレベーター内パネルにAED配置フロアの明示等）
 6. 壊れにくく管理しやすい環境への配置
-

出典:一般財団法人日本救急医療財団 『AEDの適正配置に関するガイドライン』(平成25年9月9日)

AEDの設置者等が行うべき事項等について (抜粋)

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

出典:厚生労働省 医政局長、医薬食品局長 『自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)』別紙(平成21年4月16日:医政発第0416001号、薬食発第0416001号)

平成 28 年度行政監査報告書

平成 29 年 3 月発行

石川県監査委員（監査委員事務局監査第三課）

〒 920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

直通電話 076-225-1863

F A X 076-225-1864

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/index.html>

メールアドレス kansa@pref.ishikawa.lg.jp